諮問日：平成２８年７月１３日（平成２８年度（情）諮問第７号）

答申日：平成２８年１０月２４日（平成２８年度（情）答申第１３号）

件　名：静岡地方裁判所における書留郵便物受領証の一部開示の判断に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

特定事件の送付記録（送付簿）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示申出に対し，別表の番号１から６までの各文書名欄記載の文書（以下，番号１のものを「文書１」といい，順次「文書２」，「文書３」，「文書４」といい，これらをまとめて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し，文書１から文書３まで及び文書５を開示するとともに，文書４及び文書６の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，静岡地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が平成２８年２月１２日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

個人に関する情報は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）５条１号に該当するが，本人が自己情報を開示請求し，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）１４条各号の不開示情報に該当しないことから，自己情報を開示すべきである。

なお，苦情申出人が開示を求めているのは，郵便による送付記録と送付簿である。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

１　苦情申出人は，原判断庁が文書４及び文書６のうち，受送達者の氏名及び引受番号の各部分を不開示としたのに対し，本人に係る個人識別情報については開示すべきであるとして苦情の申出をしている。

しかしながら，裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務は，情報公開法の趣旨を踏まえて運用しており，開示の申出があった司法行政文書に情報公開法５条に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているときは，その情報を不開示としている（取扱要綱記第２の２）ところ，情報公開法は，何人に対しても，請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから，本人から本人に関する情報の開示請求があった場合にも，開示請求者が誰であるかは考慮されないとされている。

よって，前記各部分に記載された情報が情報公開法５条１号に定める不開示情報に相当するとして，前記各部分を不開示とした原判断は相当である。

２　苦情申出人が提出した平成２８年６月２日付け回答書の記載からすると，苦情申出人は，平成２４年１２月６日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）の定めに基づいて作成される「送付簿」（以下単に「送付簿」という。）の開示を求めているようにも読める。

しかしながら，苦情申出人は，特定事件の口頭弁論期日終了後に，当該事件記録の閲覧・謄写の手続をとった際，当該事件に関して裁判所が郵便を送った記録を見たい旨，郵便を送るときにその記録を記載したものとして送付簿があるはずでありこれを見せてほしい旨述べた。また，苦情申出人は，裁判所の規定で送付簿を作成して保管すると決められているから見られるはずであるなどと述べたが，その際，下級裁実施通達も含め根拠として何らかの具体的な規定を示したことはなかった。他方で，下級裁実施通達は，「郵便」と「使送便」

とを明確に分けて規定し，送付簿を作成するのは司法行政文書を「使送」する場合としており，送付簿には裁判所から郵便を送付した履歴は記載されない。

このような苦情申出人の言動と下級裁実施通達の理解とを前提とすれば，原判断庁としては，苦情申出人が裁判所において特定事件に関する文書を郵便により発送した事実を記録した帳簿を指して抽象的に「送付簿」と述べていると理解するのが自然であり，開示申出時の申出内容を「特定事件に関し，裁判所から郵便を送付した際の履歴を記載した帳簿」と整理したのは相当であり，下級裁実施通達の定めに基づいて作成される送付簿を対象文書として特定しなかった点に問題はない。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　平成２８年７月１３日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年８月１８日　　苦情申出人から意見書を収受

④　同月２９日　　本件各対象文書の見分及び審議

⑤　同年１０月１７日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件開示申出文書の特定について

苦情申出人は，原判断庁が本件開示申出文書として本件各対象文書を特定したのに対し，特定事件についての下級裁実施通達に定める送付簿の開示を求めているようである。

しかしながら，下級裁実施通達記第４の１の(6)によれば，送付簿は，司法行政文書を使送するときに，その授受を明らかにするために用いられるものである。これに対し，本件開示申出に係る開示申出書の記載内容及び最高裁判所事務総長が説明する苦情申出人の述べた内容などを総合すると，苦情申出人が開示を求めた本件開示申出文書は，特定事件に係る文書を郵便によって送付し

た事実を記録したものであると解される。そうすると，送付簿は，記録の対象となる文書が司法行政文書である点及び記録される事項が郵便ではなく使送による文書の授受である点において，苦情申出人が開示を求めたものと異なるのであるから，本件開示申出文書に該当する下級裁実施通達に定める送付簿は存在しないものと認められる。

他方で，本件各対象文書は，いずれも特定事件に係る文書を郵便によって送付したことに関する文書であると認められるから，これらを本件開示申出文書に該当するものとして特定したことは，妥当である。

2　不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 原判断は，文書４及び文書６に記録されている受送達者の氏名等，引受番号及び本件開示申出に係る特定事件以外の事件の事件番号について，特定の個人を識別することができることとなる情報であり，情報公開法５条１号に規定する不開示情報に相当し，又は，法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり，情報公開法５条２号に定める不開示情報に相当するとして，これらの部分を不開示としたところ，開示申出人は，本件開示申出に係る特定事件に係る受送達者の氏名及び引受番号について，自己に関する情報であるから，開示すべきであると主張する。

(2) しかしながら，取扱要綱記第２の２は，開示の申出があった司法行政文書に情報公開法５条に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているときは，当該情報は開示しないことと定めているところ，情報公開法には，特定の個人を識別することができる情報が開示請求人本人に係る情報である場合に，これを不開示情報に当たらないものとする規定は見当たらない。苦情申出人は，個人情報保護法１４条を根拠として主張するようであるが，これは，法律を異にするものであって，行政文書の開示に係る事務の根拠とならないことはいうまでもない。

したがって，自己に関する情報であっても，個人に関する情報であって，

特定の個人を識別できるものは，情報公開法５条１号に規定する不開示情報に相当するものとして，取扱要綱第２の２により不開示とすべきものである。そして，文書４及び文書６について原判断において不開示とされた特定事件に係る部分に記録されている情報は，いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であると認められるから，これらは不開示情報に該当するものである。

３　原判断の妥当性について

以上のとおりであるから，本件開示申出文書を本件各対象文書と特定した上で，その一部に法５条１号又は２号イに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして，取扱要綱記第２の２に基づき当該部分を不開示とした原判断については，静岡地方裁判所において本件各対象文書以外の本件開示申出文書を保有しているとは認められず，また，その不開示とした部分がいずれも不開示情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　久保　潔

委員　門口　正人

（別表）

	文　書　名	不開示部分
1	料金後納郵便物差出票 （平成２７年９月２５日付け）	
2	書留郵便物受領証（裁判所控） （平成２７年１０月７日付け）	
3	書留郵便物受領証（裁判所控） （平成２７年１０月１５日付け）	
4	書留郵便物受領証（裁判所控） （平成２７年１０月１６日付け）	事件番号，氏名等，引受番号
5	書留郵便物受領証（裁判所控） （平成２７年１０月２７日付け）	
6	書留郵便物受領証（裁判所控） （平成２７年１１月２４日付け）	事件番号，氏名，引受番号